



鳥取県公報

平成 20 年 1 月 15 日 (火)
第 7 9 5 6 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	選挙管理委員会の招集 (10) (分権自治推進課) 2
	土地改良区の役員の退任 (11) (中部総合事務所農林局) 2
	土地改良区の役員の就退任 (12) (西部総合事務所農林局) 2
◇ 教委告示	定例教育委員会の招集 (1) (教育総務課) 3
◇ 公 告	土地収用法施行令に基づく公示による通知 (3 件) (県土総務課) 3
◇ 調達公告	落札者の決定 (教育委員会教育環境課) 5

告 示

鳥取県告示第 10 号

平成 20 年第 1 回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成 20 年 1 月 15 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 日時 平成 20 年 1 月 17 日（木） 午後 1 時 40 分
- 2 場所 鳥取市東町一丁目 220 鳥取県庁選挙管理委員会室
- 3 議題
 - (1) 鳥取県選挙管理委員会委員長の選挙について
 - (2) その他

鳥取県告示第 11 号

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 16 項の規定に基づき、次のとおり大栄町土地改良区から役員が退任した旨の届出があったので、同条第 17 項の規定により告示する。

平成 20 年 1 月 15 日

鳥取県中部総合事務所長 山 本 光 範

退任した役員の氏名及び住所

理 事 桑 本 剛 東伯郡北栄町由良宿 146

平成 20 年 1 月 4 日退任

鳥取県告示第 12 号

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 16 項の規定に基づき、次のとおり大山畑地土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第 17 項の規定により告示する。

平成 20 年 1 月 15 日

鳥取県西部総合事務所長 上 場 重 俊

退任した役員の氏名及び住所

理 事 黒 田 隆 弘 西伯郡大山町坊領 347
" 水 野 浩 西伯郡大山町稲光 58
" 中 島 良 彦 西伯郡大山町坊領 514
" 小 原 收 西伯郡大山町豊房 1621
" 飯 田 政 好 西伯郡大山町長田 353
" 奥 田 隆 夫 西伯郡大山町長田 297
" 岡 田 隆 晴 西伯郡大山町中高 352-4
" 谷 野 雄 治 西伯郡大山町今在家 446
" 松 尾 優 西伯郡大山町豊房 349

〃 野 口 勝 博 西伯郡大山町豊房1010
〃 田 中 喬 西伯郡大山町豊房2518
〃 清 水 覚 西伯郡大山町赤松2459-168
監 事 宮 永 穆 西伯郡大山町佐摩497
〃 中 口 三樹彦 西伯郡大山町坊領185
〃 南 波 忠 治 西伯郡大山町赤松572-289
平成18年 4 月 22 日 退任

就任した役員の氏名及び住所

理 事 小 原 収 西伯郡大山町豊房1621
〃 飯 田 政 好 西伯郡大山町長田353
〃 奥 田 隆 夫 西伯郡大山町長田297
〃 岡 田 隆 晴 西伯郡大山町中高352-4
〃 谷 野 雄 治 西伯郡大山町今在家446
〃 遠 藤 拓 夫 西伯郡大山町坊領487
〃 松 尾 優 西伯郡大山町豊房349
〃 野 口 勝 博 西伯郡大山町豊房1010
〃 田 中 喬 西伯郡大山町豊房2518
〃 清 水 覚 西伯郡大山町赤松2459-168
監 事 宮 永 寿 西伯郡大山町佐摩469
〃 奥 田 良 一 西伯郡大山町長田469
平成18年 4 月 26 日 就任 任期 4 年

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第 1 号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

平成 20 年 1 月 15 日

鳥取県教育委員会委員長 山 田 修 平

- 1 日時 平成 20 年 1 月 18 日 (金) 午前 10 時 00 分～
- 2 場所 鳥取市東町一丁目 271 鳥取県庁教育委員会教育委員室
- 3 議題
 - (1) 鳥取県文化財保護審議会への諮問について
 - (2) その他

公 告

土地収用法施行令(昭和 26 年政令第 342 号)第 6 条の 2 において準用する同令第 5 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、次のとおり公示による通知をする。

平成 20 年 1 月 15 日

鳥取県収用委員会会長 寺 垣 琢 生

1 通知を受けるべき者の住所及び氏名

岡山県美作市湯郷 176-1 瀬戸根 勝義

2 公示事項

高速自動車国道中国横断自動車道姫路鳥取線新設工事（鳥取県鳥取市河原町布袋字堂光寺地内から同市本高字白木東分地内まで）並びにこれに伴う市道及び農業用道路付替工事並びに一般国道 29 号改築工事鳥取道路（鳥取県鳥取市本高字白木東分地内から同市本高字西石田ノ二地内まで）及びこれに伴う農業用道路付替工事に係る土地収用法（昭和 26 年法律第 219 号）第 46 条第 2 項の規定に基づく平成 19 年 12 月 18 日付鳥収委第 53 号の通知は、住所地に当人がいないため送付することができない。よって、当該通知は、鳥取県県土整備部県土総務課（鳥取市東町一丁目 220）において保管し、いつでもこれを交付するので、同人は当庁に出頭の上受領されたい。

土地収用法施行令（昭和 26 年政令第 342 号）第 6 条の 2 において準用する同令第 5 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、次のとおり公示による通知をする。

平成 20 年 1 月 15 日

鳥取県収用委員会会長 寺 垣 琢 生

1 通知を受けるべき者の住所及び氏名

奈良県天理市兵庫町 447-1 氏 秀子

2 公示事項

高速自動車国道中国横断自動車道姫路鳥取線新設工事（鳥取県鳥取市河原町布袋字堂光寺地内から同市本高字白木東分地内まで）並びにこれに伴う市道及び農業用道路付替工事並びに一般国道 29 号改築工事鳥取道路（鳥取県鳥取市本高字白木東分地内から同市本高字西石田ノ二地内まで）及びこれに伴う農業用道路付替工事に係る土地収用法（昭和 26 年法律第 219 号）第 46 条第 2 項の規定に基づく平成 19 年 12 月 18 日付鳥収委第 54 号の通知は、住所地に当人がいないため送付することができない。よって、当該通知は、鳥取県県土整備部県土総務課（鳥取市東町一丁目 220）において保管し、いつでもこれを交付するので、同人は当庁に出頭の上受領されたい。

土地収用法施行令（昭和 26 年政令第 342 号）第 6 条の 2 において準用する同令第 5 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、次のとおり公示による通知をする。

平成 20 年 1 月 15 日

鳥取県収用委員会会長 寺 垣 琢 生

1 通知を受けるべき者の住所及び氏名

鳥取県鳥取市立川町五丁目 278 上田 眞基子

2 公示事項

高速自動車国道中国横断自動車道姫路鳥取線新設工事（鳥取県鳥取市河原町布袋字堂光寺地内から同市本高

字白木東分地内まで)並びにこれに伴う市道及び農業用道路付替工事並びに一般国道 29 号改築工事鳥取道路(鳥取県鳥取市本高字白木東分地内から同市本高字西石田ノ二地内まで)及びこれに伴う農業用道路付替工事に係る土地収用法(昭和 26 年法律第 219 号)第 46 条第 2 項の規定に基づく平成 19 年 12 月 18 日付鳥収委第 55 号の通知は、住所地に当人がいないため送付することができない。よって、当該通知は、鳥取県県土整備部県土総務課(鳥取市東町一丁目 220)において保管し、いつでもこれを交付するので、同人は当庁に出頭の上受領されたい。

調 達 公 告

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成 7 年政令第 372 号)第 11 条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 20 年 1 月 15 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- | | |
|------------------------|------------------------------------|
| 1 調 達 件 名 及 び 数 量 | 鳥取県海洋練習船「若鳥丸」定期検査 一式 |
| 2 契 約 方 式 | 一般競争入札 |
| 3 落 札 日 | 平成 19 年 11 月 28 日 |
| 4 落札者の名称及び所在地 | サンセイ株式会社下関工場
山口県下関市彦島本村町三丁目 5-1 |
| 5 落 札 金 額 | 62,979,000 円(消費税及び地方消費税の額を含む。) |
| 6 入 札 公 告 日 | 平成 19 年 10 月 19 日 |
| 7 落 札 方 式 | 最低価格落札方式 |
| 8 契約事務担当部局の名称
及び所在地 | 鳥取県立境港総合技術高等学校
境港市竹内町 925 |